

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
 東部教育局
 〒680-0846 鳥取市扇町21番地
 東教発 H30.1.4 №147
<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

挑戦することで新たな創造が生まれる

局長 森本直子

明けましておめでとうございます。地平線から昇る太陽のように、明るく希望に満ちた一年であってほしいという思いで新年を迎えました。

以前から、日本の町工場の挑戦、中小企業のチャレンジが素晴らしい成果を上げていることがテレビや新聞、書籍等で紹介されています。ロケットの打ち上げに成功した下町の小さな工場の人々、不可能と思われた細さのドリルの開発に挑戦し、見事に実現した地方の企業の人々。自分たちの技術に誇りを持ち、時代に乗り遅れないように日々努力を続けて新しい開発に挑戦している。素晴らしい姿に感動します。

昨年、多くの学校を訪問する中でも、新たな授業改善に挑む、学校改革プロジェクトを立ち上げる、全校でICT活用に挑戦する等、前向きな意気込みが伝わってくる取組がたくさんありました。教職員の情熱によって学校に活力が生まれ、それが子どもの変化につながっていると感じました。何かを変えていこうという決意が人を動かし、新たな創造を生みます。

どのような一年にするかを考える時、「志を立てる」「挑戦する」といった言葉がキーワードになるのではないのでしょうか。今日の太陽が昇って、新しい一日が始まる。新しい自分がいる。そのような気持ちで、明日に向かって挑戦していく一年にしていきたいものです。きっと新たな創造が生まれてくるはずですよ。

夢を持ち、生き生きとした大人の姿は、子どもたちにとって身近な素晴らしいモデルとなります。今年が、子どもたちや皆様にとって希望に満ちた一年になりますことを心から願い、新年の挨拶といたします。

子どもも教員も楽しく学べる外国語教育の推進

若桜町立若桜学園



若桜学園では、平成26年度から、文部科学省の委託事業「外国語教育強化地域拠点事業」に取り組んでいます。4年目となった今、早期から取り組んできた若桜学園の外国語教育の取組が、大きな実を結んでいます。

若桜学園がめざす子どもの姿 ～自分に自信をもてる子ども～

- ・自分なりに表現ができる子ども
- ・協働的な学びを通して、自分の英語表現を修正していける子ども

【子どもも教員も自信をもてる取組】

＜校内体制・環境の整備＞

- ◇授業づくりは、英語担当教員と担任で行う
 - *すべての教員が外国語に関わっているという意識
- ◇TT授業の工夫(担任とJTE、担任とALT、JTE2人等)
- ◇英語に触れる場と機会の提供(イングリッシュ・シャワールーム)

＜指導の工夫＞

- ◇3年からの文字指導(帯活動で行う)
- ◇5、6年におけるフォニックスを取り入れた文字と音の指導
- ◇5、6年における評価の在り方の検討(ルーブリックの活用、パフォーマンステストの実施等)
- ◇学ぶ必然性を生み出す言語活動の工夫
 - 6年生が町紹介のパンフレットを作成する。(来年度の修学旅行で使ってもらうため)
 - *目的意識と相手意識のある活動
- ◇小学校の学びを中学校で途切れさせない工夫
 - ・小学校から積み上げてきた「英語でやり取りすること」を大切に授業(タスク活動)
 - ・やり取りに習熟するために、毎時間行っているシャトルチャット



TTIによるデモンストレーション



教員の工夫
文字ブロックを触りながら文字の形を学ぶ。(4年)

＜子どもの育ち＞

- ・リスニング力が向上している。
- ・「もっと英語を話せるようになりたい」という前向きな子どもが増えている。
- ・失敗をおそれず英語を使い、進んで他者と関わろうとする子どもが増えている。

＜教員の変容＞

- ・子どもが楽しく伝え合い、喜びを感じる姿を想像して授業づくりを行っている。
- ・授業で学んだことが日常生活の中に生かされるように、学級担任が授業外でも既習の表現を投げかけるようになった。
- ・職員室で間違いをおそれずにALTと英語で話そうとしている。

若桜学園では、3～5年生は「Hi, friends!」を中心に、6年生は自作教材を中心に年間指導計画を作成し実践を重ねてきました。試行錯誤の中、子どもたちの学びに向かう主体的な姿や協働的な学びの姿に手応えを感じ現在を迎えています。成果の積み重ねが、教員の自信になり授業力の向上へもつながります。来年度から、新学習指導要領の移行期間に入ります。外国語活動・外国語科の授業の工夫により、子どもたちの姿が変わり、その姿を見て教員が更にやりがいをもって工夫を重ねていくという好循環を作り出していきましょう。

特別支援教育
コーナー

新学習指導要領改訂のポイント ～通常の学級における各教科等の学習指導の工夫や手立て～

新学習指導要領解説では、通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍していることを前提とし、**各教科等の学習の過程において考えられる困難さ**に対する**指導の工夫の意図、手立ての例**が示されました。ここでは、各教科等編の中から、それらの一部を紹介します。

小学校学習指導要領解説 各教科等編より

【国語】

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと（中略）語のまとめりや区切りがわかるように分かち書きされたものを用意すること（中略）などの配慮をする。

【算数】

「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージを持つことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。

小学校では、困難さに早期に気づき、早期に指導の工夫やその手立てを講じていくことが大切です。また、学年が上がっても、支援が途切れることのないように、校内でしっかり引き継いでいくことも重要です。



【音楽】

多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出しカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。

【体育】

勝ち負けに過度にこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の工夫の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

中学校学習指導要領解説 各教科等編より

【国語】

比較的長い文章を書くなど一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。

【社会】

地図帳の資料から必要な情報を見つけ出し、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。（小学校と共通）

【理科】

実験の手順や方法を理解することが困難である場合は、見通しがもてるよう、実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。

教科担任制の中学校では、各教科等での支援の状況を、教職員間で共有しておくことが大切です。他教科等の情報も参考にしながら、担当教科における指導の工夫や手立てについて考えてみてください。



【特別の教科 道徳】

他者との社会的関係の形成に困難がある生徒の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。（小学校と共通）

これらの指導の工夫の意図、手立ては、あくまで例示です。それぞれの児童生徒の実態把握をもとに、各教科等の学習過程において生じるであろう困難さを推測し、指導方法等の工夫を計画的、組織的に行っていくことが求められています。新学習指導要領実施に向けて、障がいのある児童生徒の十分な学びの実現をめざし、学校内で情報交換を行ったり、知恵を出し合ったりしながら、実践に取り組んでいきましょう。



学校と家庭の連携促進でいじめを未然防止

～人権教育プログラム作成協力校での実践より～

県人権教育課では、平成27年度より3年間、「地域と共に創るとっとり人権教育事業」を実施しています。本事業によって立ち上げられた人権教育プログラム作成委員会が、県内の作成協力校5校とともに、保護者がいじめを未然に防止していくための研修プログラムを作成しています。ここでは、東部地区の岩美町立岩美北小学校と鳥取市立西中学校の2校で行われた実践を紹介します。

人権教育プログラム作成委員会とは

協力校ごとに作成グループを編成。担当する学校の授業参観、学校職員との協議を行って現状やニーズを把握し、会議を重ね、プログラムを作成していきます。

【構成メンバー】 各市町村人権教育推進員、県人権教育アドバイザー、県人権教育課職員、各教育局社会教育担当

岩美町立岩美北小学校での実践 ～地区別人権学習会より～

＜実践したプログラム＞

「いじめを許さないために、わが子と一緒に何をすべきかを考える」

- ①子どもたちの間でいじめが起こった場面の例文を読み、グループごとに、被害者、加害者、傍観者の立場に分かれ、保護者としてどのように行動するか話し合う。
- ②それぞれの立場の意見を発表し合い、模造紙に書き込んでいく。
- ③「我が家で大切にすること」を学校作成のカレンダーに記入し、各家庭で掲示する。

事前研修会

地区別人権学習会 9月8日



家庭で掲示するカレンダー

事前研修会（8月30日）で各地区の代表者が集まり、プログラムを体験しながら進行の手順を学び、確認しました。

そして、全家庭が出席する地区別人権学習会で、事前研修をした保護者の進行により、各地区一斉に研修を行いました。

鳥取市立西中学校での実践 ～PTA人権教育研修会より～

＜実践したプログラム＞

「いじめはどんな理由があっても許されないことを理解し、いじめの未然防止のために何ができるか考える」

- ①いじめのことで保護者が話し合っている場面の資料を読み、グループごとに、いじめについて話し合いたい事柄（大切な点）を考える。
- ②考えた大切な点を他のグループに伝え、意見をもらい模造紙に書き込んでいく。
- ③もらった意見をもとに、自分たちにできることを考える。

PTA人権教育研修会 10月13日



「いじめとは何か」「子どもたちへ何ができるか」など、プログラムを活用して、真剣かつ和やかに学びを深めました。

文化祭 11月3日



その学びをもとに、文化祭では、子どもたちに向けてメッセージの朗読と手話を交えた合唱を発表しました。

人権教育プログラムは、どの学校でも活用できます

県内の協力校で作成されたプログラムは、全ての学校で活用できます。PTA研修会等に、要請に応じて県人権教育課からファシリテータを派遣しています。また、今年度末には、これまで作成したプログラムが、「人権教育プログラム綴」としてまとめられる予定です。

人権教育プログラムを活用した研修は、忙しい毎日を送る保護者にとって、子どものことについてじっくりと考える有意義な時間となっています。和やかな雰囲気の中で、保護者同士が思いを伝え合い、傾聴し合うことで、具体的な取組のヒントが見つかります。また、保護者同士が交流を深め、保護者のよりよいネットワークづくりの場にもなっています。このような学校と家庭の連携を促進する取組を積み重ねることによって、子どもたちがより安心して生活できるようになり、いじめの未然防止につながるものと考えます。